

## 環境衛生担当(平成19年度)

平成19年度は、次に示す検査を行いました。

### 木材から放散される化学物質の測定

本年度は、本市の公共建築物で建築材料として用いられている道志の間伐材(桧)、シナ合板及びパーケットフロアの3種類の木材を試験品として、室内濃度指針値が設定されている成分を中心に化学物質の放散速度測定を行いました。測定は小形チャンバー法(JIS A 1901:一定温湿度、一定換気状態における試料からの化学物質放散量の経時変化を測定する方法)により、検査開始後1日目、3日目、7日目、14日目及び28日目に行いました。放散が認められた主な化学物質はアセトアルデヒド、ホルムアルデヒド、 $\alpha$ -ピネン、リモネン、メチルイソブチルケトン等でした。

アセトアルデヒドに関しては、いずれの建築材料からも放散が認められました。特に間伐材からの放散速度が大きな値を示し、検査開始後3日目、7日目にかけて大幅に減衰していました。その後、減衰の度合いは次第に緩やかになり、28日目の測定でも放散が認められました。この結果から、間伐材からのアセトアルデヒドの放散は28日目以降も緩やかに減衰しながら継続すると予想されました。

ホルムアルデヒドに関しては、いずれの建築材料からも放散が認められましたが、最も大きな値を示したのは間伐材でした。間伐材はムクの木材であり、規制の対象外となっていますが、建築基準法(令第20条の7第3項)に基づく第3種ホルムアルデヒド発散建築材料(F )に相当する放散速度を示しました。

$\alpha$ -ピネンに関しては、間伐材から顕著な放散が認められました。また、シナ合板からはわずかに放散が認められ、パーケットフロアからの放散は認められませんでした。リモネンの放散は間伐材のみから認められました。 $\alpha$ -ピネン及びリモネンは、測定開始直後の放散速度の減衰は大きく、その後減衰の度合いが次第に緩やかになっていくという傾向が認められました。

メチルイソブチルケトンに関しては、パーケットフロアからのみ放散が認められました。この放散速度は検査開始後28日目においてもほとんど減衰する傾向はなく、平衡状態となっていると思われました。